

## 2 法の適用対象となる港湾運送

(法第2条第2号関係)

法の適用の対象となる港湾運送とは、2ページの(1)で掲げた適用港湾において行う次の行為をいいます。

### (1) 船内荷役・はしけ運送・沿岸荷役・いかだ運送の行為

港湾運送事業法第2条第1項に規定する港湾運送のうち、船内荷役、はしけ運送、沿岸荷役及びいかだ運送の行為とは、次の行為をいいます。

事業	行為の内容
船内荷役事業	<p>○ 船舶への貨物の積込、又は船舶からの貨物の取卸</p> <p>* 積荷の場合は、岸壁又は「はしけ」内の貨物に本船デリックのフックを掛けた時点から船倉内に積付けるまで、揚荷の場合は、船倉から貨物を取り出し、岸壁又は「はしけ」内に卸しフックを外すまでの作業をいいます。</p> <p>* 500トン未満の船舶からの貨物の取卸し又は船舶への積込みで、この船舶が岸壁、さん橋等に係留され、この船舶の揚貨装置を使用しない場合は「沿岸荷役」に含まれます。</p>
はしけ運送事業	<p>① 貨物の船舶・「はしけ」による運送</p> <p>* 一定の航路に就航する旅客船による運送等は除きます。</p> <p>② 引船による「はしけ」・「いかだ」のえい航</p>
沿岸荷役作業	<p>① 船舶・「はしけ」により運送された貨物の上屋、その他の荷さばき場への搬入</p> <p>* 水面貯木場への搬入は除きます。</p> <p>② 船舶・「はしけ」により運送されるべき貨物の荷さばき場からの搬出</p> <p>③ これらの貨物の荷さばき場における荷さばき・保管</p> <p>④ 貨物の「はしけ」からの取卸・「はしけ」への積込</p> <p>* 積荷の場合は、上屋・荷さばき場で貨物を受け取ってから、これを搬出し岸壁の本船側でフックをかけられる状態におくまで(「はしけ」の場合は、「はしけ」内に完全に積付けるまで)をいいます。</p> <p>* 揚荷の場合は、本船から揚げられた貨物のフックが外されてから(「はしけ」の場合は、「はしけ」内の貨物に沿岸労働者が手をかけたときから)上屋、荷さばき場に搬入・荷さばきするまでの作業範囲をいいます。</p>
いかだ運送事業	<p>① 「いかだ」に組んでする木材の運送</p> <p>② 「いかだ」に組んで運送された木材、船舶・「はしけ」により運送された木材の水面貯木場への搬入</p> <p>③ 「いかだ」に組んで運送されるべき木材、船舶・「はしけ」により運送されるべき木材の水面貯木場からの搬出</p> <p>④ これらの木材の水面貯木場における荷さばき・保管</p>

## (2) 港湾運送に準ずる行為

港湾運送に準ずる行為とは、3ページの(1)に掲げられた行為と本質的機能を同じくするとともに、港湾運送の波動性の影響を受ける等、労働の態様が港湾運送と類似し、実際に港湾運送との間に労働者の相互の流動がみられる以下の行為であって、他人の需要に応じて行うものをいいます。

事業	行為の内容
港湾運送 関連事業	<p>① 船舶に積み込まれた貨物の位置の固定、積載場所の区画</p> <p>* 船舶に積み込まれた貨物の移動、荷くずれ等を防止するために行う支持・固縛の行為であって、通常ラッシング又はショアリングと呼ばれているものをいいます。</p> <p>② 船積貨物の荷造り若しくは荷直し</p> <p>* 船内、岸壁又は上屋等の荷さばき場において行われる船積貨物の梱包、袋詰め等の荷造り、荷の詰めかえ、包装の修理等の荷直しの行為をいいます。</p> <p>③ 3ページの(1)の行為に先行し、又は後続する船倉の清掃</p> <p>* 船倉(タンクを含む)の清掃をいいます。船員の居住区域、機関区域、燃料タンク、飲料水タンク等直接港湾運送事業の業務と関連のない区域の清掃の行為は含まれません。</p>
港湾倉庫 荷 役	<p>① 港湾倉庫内における荷さばき</p> <p>* 「荷さばき」とは、はい替え、仕訳(特殊仕訳を除く)、看貫及び庫移しの作業を指します。</p> <p>* 港湾倉庫以外の倉庫に係る寄託契約による貨物についての「はしけ」への積込み又は「はしけ」からの取卸し(いわゆる水切り作業)については、当該倉庫に係る倉庫荷役として取り扱います。</p> <p>* 「港湾倉庫」については、5ページを参照してください。</p> <p>② 倉庫海側荷役</p> <p>● 船舶・はしけ・いかだに組んで運送された貨物の港湾倉庫への搬入</p> <p>* 単に港湾倉庫に運び入れる作業だけでなく、港湾倉庫に「はいつける」作業まで含まれます。</p> <p>● 船舶・はしけ・いかだに組んで運送されるべき貨物の港湾倉庫からの搬出</p> <p>* 単に港湾倉庫から運び出す作業だけでなく、港湾倉庫で「はいくずす」作業まで含まれます。</p> <p>③ 倉庫山側荷役</p> <p>● 車両等により運送された貨物の港湾倉庫・上屋・荷さばき場への搬入</p> <p>* 単に港湾倉庫又は上屋その他の荷さばき場に運び入れる作業だけでなく、「はいつける」作業まで含まれます。</p> <p>● 車両等により運送されるべき貨物の港湾倉庫・上屋・荷さばき場からの搬出</p> <p>* 単に港湾倉庫又は上屋その他の荷さばき場から運び出す作業だけでなく、「はいくずす」作業まで含まれます。</p> <p>* 冷蔵倉庫に係る倉庫山側荷役については、倉庫海側荷役と同様です。</p> <p>* 「車両等」とは、道路運送車両法第2条第1項に規定する道路運送車両若しくは鉄道(軌道を含む)をいいます。</p> <p>注) ②と③は、港湾運送関係事業者以外の者が行う場合には適用対象外となりますが、プラットホーム等における荷さばきに類似した作業は、①に該当する作業として法の適用対象となります。</p>